

市報第10号

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における  
建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正について  
の専決処分報告

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和元年6月25日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

令和元年6月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第18号

横浜市建築基準条例及び横浜市不燃化推進地域における  
建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する  
条例

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第1条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第 112 条第12項、第13項第 2 号、第14項及び第15項」を「第 112 条第17項、第18項第 2 号、第19項及び第20項」に改める。

第29条第3項中「第 112 条第13項第 2 号」を「第 112 条第18項第 2 号」に改める。

第53条の 6 第 2 項中「第 112 条第14項」を「第 112 条第19項」に改める。

第53条の 8 中「第 112 条第12項」を「第 112 条第17項」に改める。

(横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「もの又は」の次に「建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）第 1 条の規定による改正前の」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

(上段 改正後)  
(下段 改正前)

(耐火建築物等)

第16条 (第1項省略)

2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第17項、第18項第2号、第112条第12項、第13項第2号、第19項及び第20項に規定する構造物で区画しなければならない。

(敷地と道路との関係)

第29条 (第1項及び第2項省略)

3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第18項第2号第112条第13項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。

(第4項省略)

(建築物の主要構造部に関する制限の特例)

第53条の6 (第1項省略)

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第19項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第2項（令第112条第19項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第19項に規定する構造物を除く。）及び第53条の

4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例）

第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、  
第16条第2項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第11  
2条第17項に規定する構造物に限る。）、第19条（診療所及び児  
童福祉施設等を除く。）、第27条第2項（廊下の幅に限る。）、  
第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から  
第4項まで（同項第2号及び第3号を除く。）、第38条第1項、  
第2項及び第4項、第39条、第40条第1項（出口の幅の合計に限  
る。）及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項（令第112  
条第17項に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。

### 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に 関する条例（抜粋）

（上段 改正後）  
（下段 改正前）

（不燃化推進地域内の建築物）

第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下で  
あり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、法第  
2条第9号の2に掲げる基準に適合する建築物若しくは同号に掲  
げる基準に適合する建築物以外の建築物で同条第9号の3イ若し

くは口のいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2口に規定する防火設備を有するもの又は建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）第1条の規定による改正前の令第136条の2第1号から第7号までに掲げる基準（3階以上の階に関する部分を除く。）に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物の全部又は一部が防火地域内にあるもの（その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。）については、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

#### 地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は

、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

( 第 4 項 省 略 )